

## 平成29年産米 全量全袋検査のお知らせ

### 農家の皆さんへ

平成29年産米について、今年も放射性物質の「全量全袋検査」を実施しますのでご協力をお願いします。

#### ○検査対象

- ・昨年同様に、県内全ての地域を対象に検査を行います。
- ・出荷・販売する米だけではなく、飯米、縁故米、食用となる「ふるい下米」など、すべての米が対象です。

#### ○追加検査について

- ・29年産米以降、スクリーニング検査で25ベクレル以上100ベクレル以下の米を対象にゲルマニウム半導体検出器による放射性セシウム濃度の測定（追加検査）を実施することとなりました。
- ・なお、追加検査にかかる日数は10日前後を想定しています。

#### ○バーコードラベルについて

- ・29年産米の検査では、ピンク色のバーコードシールを使用します。地域協議会から配布されますので、検査を受けるまでに必ず全ての米袋に貼り付けてください。

なお、29年産米の検査には昨年配布されたバーコードラベルは使用できません。

#### ○検査済ラベルと米の出荷販売について

- ・全量全袋検査を行い、基準値以下であると確認できた米袋から検査済みラベルが貼られ、順次出荷、販売や飯米・縁故米として利用することができます。

#### ○検体持込手数料について

- ・搬入のみ 120円/袋
- ・搬入・搬出 240円/袋
- ・検体持込手数料は、検査場に持ち込んでいただいた方に支払います。

#### ○検査結果の公表

- ・全量全袋検査の結果については、米袋の識別番号ごとにホームページで公表します。県産米の信頼確保のため、ご理解をお願いします。

《アドレス <http://fukumegu.org/ok/kone/>》

◎福島県農林水産部 水田畑作課

☎024-521-7360

◎平田村地域の恵み安全対策協議会

（役場産業課内）

☎55-3115



## 平成29年 秋の全国交通安全運動

### 《運動の重点》

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

### 《期間》

平成29年9月21日(木)から30日(土)まで

### 《運動のスローガン》

身につけよう 命のお守り 反射材

### 《年間スローガン》

みんながね ルール守れば ほら笑顔

### 《運動の重点》

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶



10月16日から22日の一週間は

「行政相談週間」です

一日行政相談所を開設します

行政相談は、役所(国、県及び市町村)や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

行政相談委員はいつでも自宅などで相談に応じていますが、次の日程で一日行政相談所を開設します。相談は無料です。料で秘密は守られます。

▽日時

10月19日(木)午後1時から午後4時

▽場所

役場1階相談室(健康福祉課隣り)

▽行政相談委員

矢吹恵子さん(下北方)

☎54-2250



矢吹 恵子さん

## 国保だより

住民課 ☎ 55-3112 (国保担当)

### 10月1日から新しい被保険者証となります

#### ○被保険者証を送付します

国民健康保険加入の被保険者の方は、10月に被保険者証が更新となります。書留で世帯主に送付していますが、被保険者証の送付が遅れ、10月上旬の受取りになってしまう場合があります。

10月1日から被保険者証を使用する方は、役場住民課にご相談ください。

また、書留での送付となりますので、配達時に受け取ることができなかった場合には、保管期限までに再配達依頼を行うようにお願いします。

保管期限を過ぎてしまった場合は役場へ返送されてきますので、住民課にご確認の上、お受取ください。

#### ○被保険者証の記載内容を確認してください

被保険者証が届いたら、氏名などの記載内容に誤りがないか確認してください。

記載内容に誤りがあった場合は、自分で訂正せずに住民課にご連絡ください。

#### ○学生被保険者証の方は新たに申請が必要です

先に発行されている学生用の被保険者証も切り替えとなり、返還と併せて新たに手続きが必要です。学生の方は、本人の被保険者証と在学証明書を添えて手続きしてください。

#### ○所得未申告世帯は申告を済ませてください

所得の申告をしていない国保世帯は、概算で保険税を算定しているため保険税の軽減措置が受けられず、また、高額医療費や入院時の食事代などの自己負担限度額が最高額となります。

所得の申告をされていない方は必ず申告をしましょう。

#### ○保険証は大切に保管してください

保険証は身分証明に使用されることも多く、知らないうちに悪用される可能性があります。大切に保管し、紛失しないように心がけてください。

なお、被保険者証を紛失したり、汚れたりして使用できなくなったときには、申請すると再交付を受けることができます。

※有効期限の切れた被保険者証(学生被保険者証も含む)は、破棄していただくか、役場住民課にご返却ください。